

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、社会福祉法人茗荷会（以下「法人」という。）の定款の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程において常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする役員をいい、非常勤役員とはそれ以外の役員をいう。

（報酬の総額）

第3条 役員及び評議員に支給する報酬の総額は、定款に定める報酬総額の範囲内とする。

（報酬の支給）

第4条 役員及び評議員に対しては、定款に定める報酬総額の範囲内において報酬を支給することができる。

2 役員及び評議員が非常勤である場合は、原則として無報酬とする。ただし、法人業務のため会議等に出席した場合には日額報酬を支給することができる。

（日額報酬）

第5条 非常勤役員及び評議員が理事会、評議員会、監査その他法人業務のための会議等に出席した場合は、次のとおり日額報酬を支給することができる。

- | | |
|--------|------------|
| （1）理事長 | 日額 5,000 円 |
| （2）理事 | 日額 5,000 円 |
| （3）監事 | 日額 5,000 円 |
| （4）評議員 | 日額 5,000 円 |

2 同一日に複数の会議等に出席した場合であっても、日額報酬は1日分とする。

（常勤役員の報酬）

第6条 常勤役員の報酬については、その職責、勤務形態及び法人の経営状況等を勘案し、評議員会の決議を経て別に定める。

(費用弁償)

第7条 役員及び評議員が法人業務のために出張した場合は、旅費その他必要な費用を弁償することができる。

2 前項の取扱いについては、法人の旅費規程を準用する。

(交通費等の取扱い)

第8条 役員及び評議員のうち、報酬を支給しない者については、交通費その他の費用弁償を支給しないことができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬及び費用弁償は、現金又は金融機関への振込により支給する。

2 支給に当たっては、法令の定めるところにより必要な控除を行うものとする。

(公表)

第10条 本規程は、社会福祉法の規定に基づき、主たる事務所に備え置き、閲覧できるものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。